

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ！

マル経融資制度

をご利用ください！

政府の経済対策！平成21年4月15日から受付開始！

マル経融資制度が大幅に**拡充**されました。
商工会は、小規模事業者の皆さんの経営を**サポート**します！



マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）

融資対象	常時使用する従業員が〔商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下〕の事業者
融資額	1,500万円以内 ← 拡充 (これまで…) 1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ← 拡充 運転5年以内(据置6カ月以内) 設備7年以内(据置6カ月以内) <small>※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定できます。</small>
融資利率	年2.10% (平成21年4月15日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！

マル経融資 **3つ**の特長

1 担保不要！

2 保証人不要！

3 低金利！

【申込の要件】

- ①商工会の経営指導を受けていること
(原則6か月以上)
- ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者)

※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資の**利用**により、月々のご返済負担が**軽減**できます

(例) 運転資金 1,000万円をお借入する場合

A銀行
お借入500万円
返済期間3年(金利5%)
ご返済負担: 月約15万円

B信金
お借入500万円
返済期間5年(金利3%)
ご返済負担: 月約9万円

ご返済負担
月約24万円

(注) 上記は、民間金融機関の融資の一例です。

マル経融資
お借入1,000万円
返済期間7年(金利2.1%)
(元金返済据置期間なし)

ご返済負担
月約13万円

毎月の
返済負担
が半減!

(注) 元金返済据置期間がある場合は、月々のご返済負担額は変わります。

※いま残っているマル経融資のお借入残高も、新規融資で**借換え一本化**が可能!
まずは、商工会にご相談ください!

経営安定特別相談室のご案内

取引先が倒産して
経営危機に直面している

赤字が解消されない
思いきった改善策を考えたい

仕事の受注量が減ってきた
不振の状態が長引きそうだ
融資により経営不振を切りぬけたい

経営安定特別相談室では、経営が困難な状況にある中小企業の皆さまのご相談をお受けしています。

- ・相談室では、商工調停士等の専門スタッフがご相談をお受けします。
- ・ご相談にあたっては、内容はもちろん、お申込みについても秘密は厳守します。
- ・ご相談のコストはすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法的手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

ご相談のお申込み・お問い合わせは…都道府県商工会連合会の**経営安定特別相談室**まで

商工会ニュース

今回のマル経融資制度の拡充は、全国商工会連合会の清家会長が、麻生内閣総理大臣および二階経済産業大臣との懇談の際(平成21年3月23日)に、小規模事業者対策として要望し、麻生内閣の平成21年度「経済危機対策」として実現したものです。



「マル経融資」などの
金融や経営に関する
ご相談はお気軽に…

商工会まで!

新規入会随時受付中!